

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・第回総会; 市)											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()			分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設							
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁										
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部(建築住宅課)									
	<input type="checkbox"/> その他	名称										
件名	17 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金に係る補助対象の復活について											
提案市	上田市											
提案要旨	<p>歴史的・社会的理由により生活環境が阻害された地域の住環境の改善を図る目的で実施した県内市町村の貸付事業に対し、市町村の財政負担軽減を図るために県から毎年交付されている補助金中、現在補助対象外とされている「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」を含めた3項目の補助の復活を要望する。</p>											
提案理由	<p>当該貸付事業「同和地区住宅新築資金等貸付事業」は、国の歴史的・社会的理由から実施された国の施策に基づいた事業であることから、国は「住宅新築資金等貸付助成事業」により、都道府県を通して償還事務に係る経費の一部を市町村へ補助することで市町村の財政負担の軽減を図り、事業の円滑な実施を推進している(補助率3/4以内(うち国2/3、県1/3))。</p> <p>長野県では平成16年度から、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱第4「<u>(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額</u>」、「<u>(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額</u>」及び「<u>(8)その他知事が特に必要と認める経費</u>」が補助対象外とされているため、市町村の財政負担が多くなっていることから、補助対象とするよう要望する。</p>											
現況及び課題等	<p>上田市では、債務者の早期生活再建を考え、徴収不能案件については債権放棄に耐えうる資料を徴取しながら債権管理条例の施行を待ち、その後は計画的に債権放棄を行っていく予定である。このことから、強制執行の法的措置等償還事務に要する費用が多額なものとなり、さらに財政を圧迫することが予想される。</p> <p>令和3年8月に他府県の補助対象状況について当市で調査を実施。調査対象は、毎年開催される「住宅新築資金等貸付助成事業における償還事務に係る研修会」で市担当職員が講師を務めた自治体が含まれる大阪府、鳥取県、福岡県、高知県、三重県、奈良県、兵庫県の7府県。結果、大阪府以外は上記提案理由の第4(6)~(8)を補助対象としていた(三重県は(7)のみ対象外)。</p> <p>なお、当研修会で複数回講師を務めている高知県の南国市では、放棄せざるを得ない債権については償還推進事業による助成を申請し、それが認められ補助金を受領した後、債権放棄に係る議案を市議会へ提出している。</p>											
関係法令	<p>(国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 (県) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱</p>											

長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日付け建設省住整発69号建設事務次官通達。以下「貸付制度要綱」という。）及び住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発14号住宅局長通知。）に基づく住宅新築資金等貸付事業を実施する市町村に対し、当該事業の実施に伴い生じる財政負担の軽減を図るために、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅新築資金 貸付制度要綱第2第1項に規定する住宅新築資金をいう。
- (2) 住宅改修資金 貸付制度要綱第2第2項に規定する住宅改修資金をいう。
- (3) 宅地取得資金 貸付制度要綱第2第3項に規定する宅地取得資金をいう。
- (4) 償還推進助成事業 前年度までに貸付けられた住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金（以下「住宅新築資金等」という。）の償還の推進に要する市町村の経費の一部を補助する事業をいう。

(補助対象市町村)

第3 補助金交付の対象となる市町村は次の各号に掲げる要件を満たす市町村とする。

- (1) 前年度までに貸付けた住宅新築資金等の借受人からの償還が完了していないこと。
- (2) 財政力指数が0.8未満であること。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、償還の推進に要する市町村の経費の額（各号に係る経費を合算した額をいう。）の4分の3以内とする。

(1) 基本的回収に要する経費

前年度までの滞納に係らない償還金の回収に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり2,160円を乗じて得られた額を限度とする。

(2) 督促等に要する経費

前年度までの滞納に係る償還金の回収のための督促等に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり7,410円を乗じて得られた額を限度とする。

(3) 法的措置に要する経費督促等に要する経費

弁護士への相談、調停・訴訟等の法的措置に要する経費（次の(4)又は(5)に掲げるものを除く。）。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）の規定による改正前の弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第2項第8号に規定する弁護士の報酬に関する標準を示す規定が定める額を限度とする。

(4) 強制執行の申立て等に要する経費

任意競売の申立て、強制執行の申立て、支払督促の申立て、訴訟提起等の手続き又は配当参加に要する経費。ただし、任意競売の申立てについて1件当たり40,010円、強制執行の申立てについて1件当たり31,580円、支払督促の申立てについて1件当たり30,140円、訴訟提起等の手続きについて1件当たり33,020円、配当参加について1件当たり6,990円をそれぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(5) 取得財産の管理及び処分に要する経費

取得財産の売却若しくは賃貸、売却した取得財産の割賦払却代金に係る債権の管理回収、取得財産の管理又は売却、若しくは賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等に要する経費。ただし、取得財産の売却又は賃貸について1件当たり2,570円、売却した取得財産の割賦払却代金に係る債権の管理回収について1件当たり2,100円、取得財産の管理について1件当たり3,830円、売却し、又は賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等については(4)に規定する額を、それぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(6) 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

強制執行・配当参加・抵当権の実行により債権の保全を最大限図っても借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

(7) 災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額

災害又は火災により貸付金に係る住宅が滅失し、借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と火災保険等による充当額等との差額

(8) その他知事が特に必要と認める経費

(交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

(補助金交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金計算書（様式第2号）
- (2) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表（様式第3号）
- (3) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費に係る予算議決書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第7 第5の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更 長野県住宅新築資金等貸付助成事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 補助事業の中止又は廃止 長野県住宅新築資金等貸付助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業完了実績報告書（様式第7号）とする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表（様式第3号）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (3) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

(別表) (第4条関係)

項目	説明
報酬	非常勤職員の報酬
給料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職員手当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
共済費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
賃金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
報償費	謝礼金等
旅費	事業執行のための他県への出張、関係機関との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償
需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（事業執行のために特に必要な場合。なお、食糧費の執行については、平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通達「建設省所管補助事業における食糧費の支出について」に留意すること。）、設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車・自転車等備品の修繕料
役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委託料	調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
備品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品の購入費（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし、経常的会費等は含まない。

(附 則)

附 則 [平成27年3月30日 要綱第406号]

改正後のこの要綱は、平成27年4月1日から施行する。